

# いのち支える 天童市自殺対策計画



2019 (平成 31) 年 3 月

天 童 市



いのち支える

## はじめに



我が国の年間の自殺者数が、3万人を超える状態が続いていた平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

本市では、平成19年度に天童市こころの推進連絡会議を立ち上げ関係機関との自殺予防のネットワークの構築と、こころの健康づくりの推進を図ってまいりました。平成24年度から全庁的な自殺対策の推進を図るため、庁内の関係部署による天童市自殺対策推進会議を開催するなど、生活に関わる身近な相談支援や啓発活動などの自殺対策に取り組んできました。

また、平成24年度に策定しました「第二次健康てんどう21行動計画」においても、自殺対策を含めたこころの健康づくりを盛り込み、その推進を図ってきたところです。

平成28年の自殺対策基本法が改正され、全ての市町村が「市町村自殺対策計画」を策定することとなり、本市におきましてもこの度「いのち支える天童市自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない天童市」を目指し、関連する事業を総動員し、全庁的な取り組みとして総合的に自殺対策を推進することとしています。

今後は、本計画のもと、県、関係機関、民間支援団体等との連携を更に強化するとともに、市民の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました天童市こころの推進連絡会議の委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

平成31年3月

天童市長 山本信治

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨…………… 2
- 2 計画の位置づけ…………… 2
- 3 計画の期間…………… 3
- 4 計画の数値目標…………… 3

## 第2章 天童市における自殺の現状と課題

- 1 自殺の現状…………… 4
- 2 自殺の現状と特徴を踏まえた課題…………… 7

## 第3章 天童市における自殺対策の基本理念

- 1 自殺対策の基本理念…………… 8

## 第4章 天童市における自殺対策の施策

- 1 施策体系…………… 9
- 2 基本施策……………10
- 3 重点施策……………17
- 4 関連指標……………20

## 第5章 天童市における自殺対策の推進体制

- 1 推進体制……………21
- 2 推進主体の基本的な役割……………21

## 資料編

- 1 天童市こころの健康推進連絡会議設置要綱……………23
- 2 天童市自殺対策連携会議実施要領……………24

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれたりしてしまう過程と見ることができます。

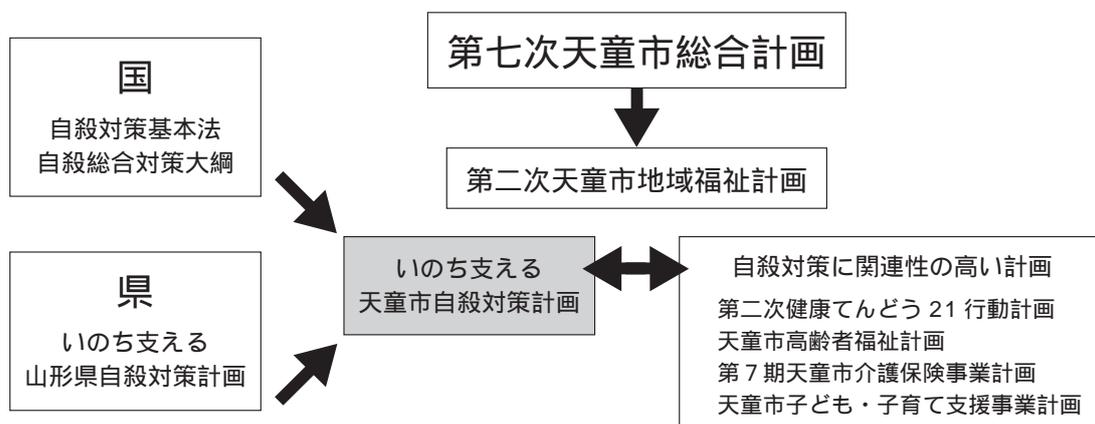
我が国の自殺者数は、1998（平成10）年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、2006（平成18）年10月に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の2016（平成28）年3月には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

これらの背景を踏まえ、自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくために、関連施策との有機的な連携を強化して、「生きることの包括的な支援」として「天童市自殺対策計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、2016（平成28）年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱及び山形県の「いのち支える山形県自殺対策計画」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、本計画は、「第七次天童市総合計画」及び「第二次天童市地域福祉計画」を上位計画として、「第二次健康てんどう21行動計画」等の本市の諸計画との整合性を図ります。



### 3 計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直しが行われることを踏まえ、本計画の期間は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。

ただし、進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、2017（平成29）年7月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、2026年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させることを目標としています。

本市においては、年による自殺死亡率の変動が大きいことから2012（平成24）年から2016（平成28）年までの平均自殺死亡率である21.5を用いて、2026年の自殺死亡率を30%減の15.1以下、自殺者数を9.2人以下とすることを目指します。

これらを踏まえ、本計画の数値目標として2023年まで自殺死亡率を17.5以下、自殺者数を10.8人以下とすることを目指します。

	現 状	本計画の数値目標	最終数値目標
	2018(平成30)年	2023年	2026年
自殺死亡率	21.5 ※ <sup>1</sup>	17.5以下	15.1以下
自殺者数	13.4人 ※ <sup>1</sup>	10.8人以下 ※ <sup>2</sup>	9.2人以下 ※ <sup>3</sup>

出典：警察庁「自殺統計」

※1 年による変動が大きいことから直近の5年間の平均数値により求めた。

※2 「日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年3月集計）」（国立社会保障・人口問題研究所）による、2020年の天童市の人口61,702人を用いて算出。

※3 「日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年3月集計）」（国立社会保障・人口問題研究所）による、2025年の天童市の人口60,701人を用いて算出。

#### 【参考】

警察庁自殺統計	対 象	日本における外国人含む。
	計上時点	死体発見時点（認知時点） 住居地（住所地ではない）・発見地でそれぞれ計上。
	計上方法	死体発見時に、自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後の捜査により自殺と判明した時点で計上。

## 第2章 天童市における自殺の現状と課題

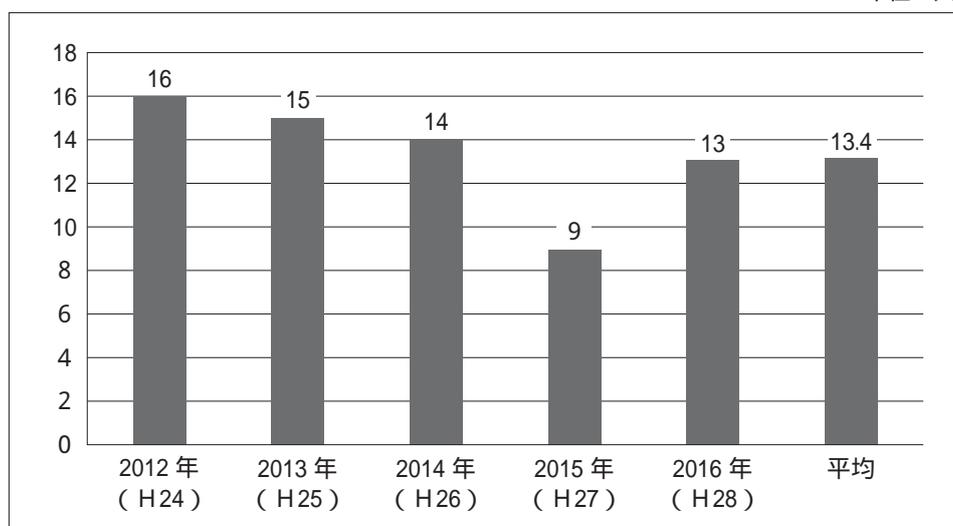
### 1 自殺の現状

#### (1) 自殺者数の推移

2012（平成24）年から2016（平成28）年までの本市の合計自殺者数は67人となっており、平均自殺者数は13人前後となっています。

図1 自殺者数の年次推移

単位：人



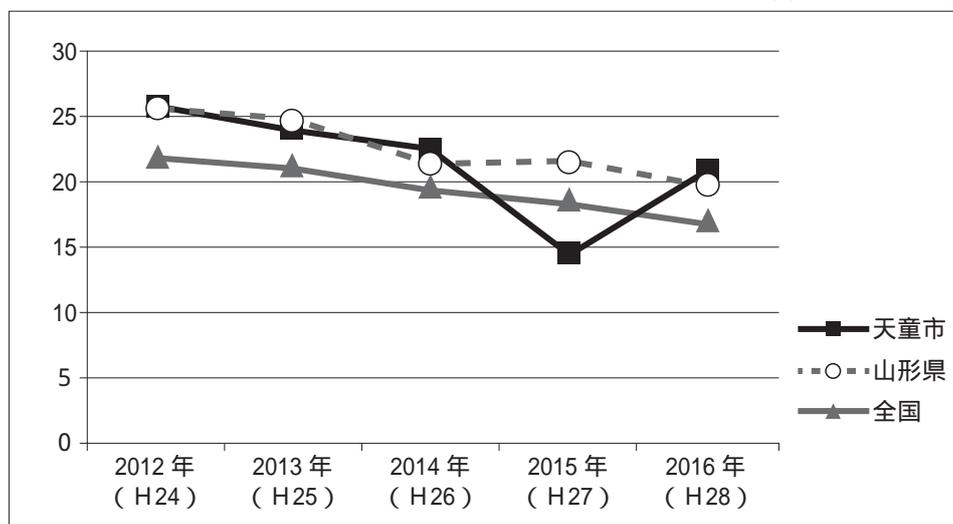
出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

#### (2) 自殺死亡率の推移

全国、山形県の自殺死亡率は減少傾向にあり、本市も年により変動があるものの、減少傾向にあります。

図2 自殺死亡率の年次推移

単位：人口10万対



出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

表1 自殺死亡率の年次推移

単位：人口10万対

	2012(H24)年	2013(H25)年	2014(H26)年	2015(H27)年	2016(H28)年
天童市	25.8	24.1	22.4	14.5	20.9
山形県	25.6	24.7	21.4	21.4	19.9
全国	21.8	21.1	19.6	18.6	17.0

出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

(3) 性・年代別自殺死亡率の特徴

表2を見ると、男性では50歳代が最も高く、次いで30歳代となっています。女性では50歳代が最も高く、次いで60歳代となっています。

また、男女とも20歳未満の自殺死亡率は、全体に占める割合は高くありませんが、全国や山形県と比べ高くなっています。

表2 性・年代別自殺死亡率(2012(H24)～2016(H28)年平均)

単位：人口10万対

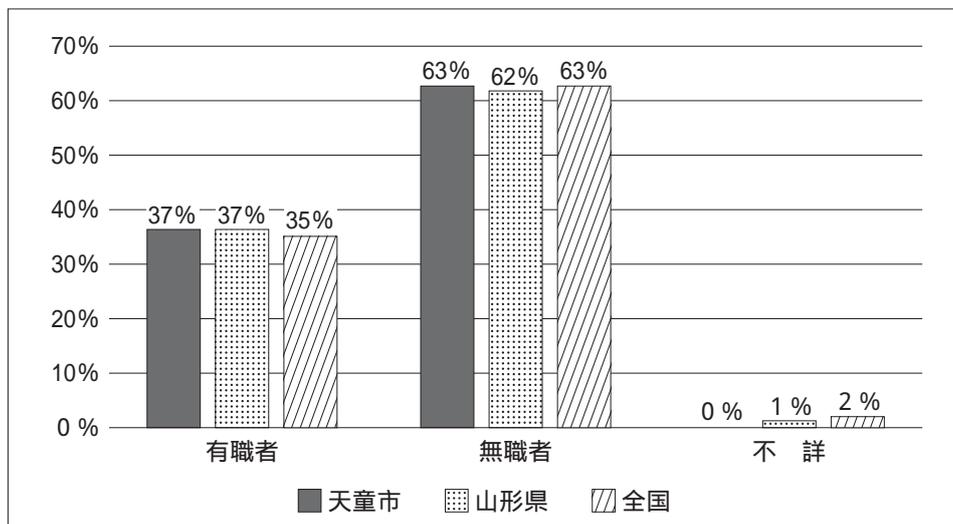
		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
男性	天童市	10.2	32.1	44.1	31.7	66.9	21.7	19.6	43.5
	山形県	3.8	38.0	36.0	37.4	43.6	39.1	35.8	51.5
	全国	3.2	27.7	27.6	33.1	38.9	33.0	34.6	42.4
女性	天童市	7.2	6.7	10.3	10.3	19.7	17.4	11.2	11.6
	山形県	0.6	9.6	11.9	11.6	15.1	13.7	19.0	22.8
	全国	1.6	10.8	11.4	12.7	14.4	14.4	17.4	17.7

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017)」

(4) 就業の有無別自殺者数の割合

図3を見ると、無職者の割合が高く、全国や山形県と同様の傾向にあります。

図3 就業の有無別自殺者数の割合(2012(H24)～2016(H28)年合計)



出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

(5) 「地域自殺実態プロファイル (2017)」における本市の自殺の主な特徴

自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル (2017)」では、過去5年間の自殺者を、性別・年代別・就業の有無別・同居人の有無別で区分し、本市の主な自殺の特徴として次のとおり示しています。

表3を見ると、自殺者数は、「男性60歳以上無職同居」と「男性40歳から59歳有職同居」が最も多く、次いで「男性20歳から39歳無職同居」となっており、男性は広い年齢層で職業の有無を問わず上位にあります。

表3 主な自殺の特徴 (警察庁自殺統計特別集計(自殺日・居住地、2012(H24)～2016(H28)年合計))

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路※
1位：男性60歳以上無職同居	8人	11.9%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位：男性40～59歳有職同居	8人	11.9%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：男性20～39歳無職同居	7人	10.4%	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4位：男性40～59歳無職同居	5人	7.5%	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位：女性60歳以上無職同居	5人	7.5%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2017)」

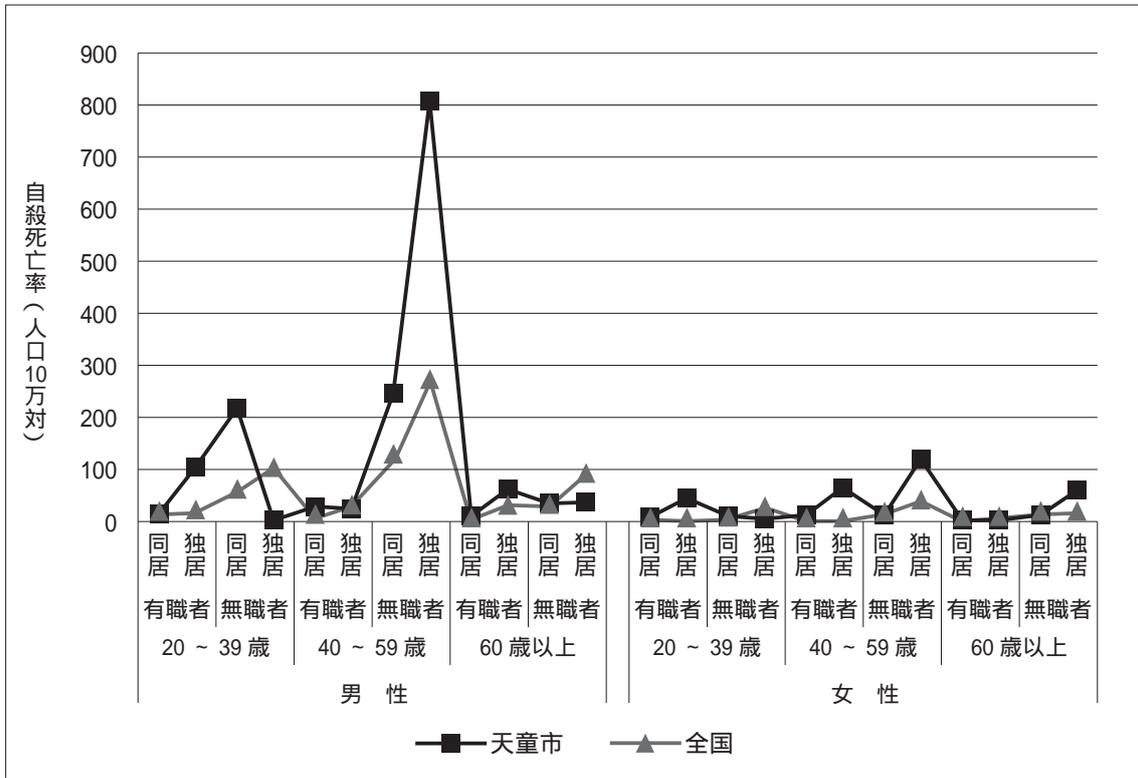
順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※ 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013 (ライフリンク) を参考にし、生活状況別の自殺に多くみられる全国的な自殺の危機経路を例示している。

図4を見ると、自殺死亡率は、「男性40歳から59歳無職独居」が最も高く、次いで「男性40歳から59歳無職同居」、「男性20歳から39歳無職同居」となっており、他の区分に比べて著しく高くなっています。

また、同居と独居を比較すると、同居に比べ独居の自殺死亡率が高くなっています。

図4 自殺死亡率の概要（警察庁自殺統計特別集計(自殺日・住居地、2012(H24)～2016(H28)年合計)



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

## 2 自殺の現状と特徴を踏まえた課題

### (1) 自殺者数及び自殺死亡率について

自殺者数及び自殺死亡率は、全体としては減少傾向にありますが、自殺死亡率は全国や山形県と比べ高く、引き続き自殺対策を推進していく必要があります。

### (2) 自殺の特徴を踏まえた対策について

本市の特徴として、無職者の自殺者が多く、その背景として失業・退職による生活苦が挙げられています。こうしたことから、失業者・無職者・生活困窮者に対し、重点的に対策を推進していく必要があります。

また、全国や山形県と比べると20歳未満の自殺死亡率が高い傾向にあることから、子ども・若者に対し、重点的に対策を推進していく必要があります。

## 第3章 天童市における自殺対策の基本理念

### 1 自殺対策の基本理念

---

#### 基本理念

#### 『誰も自殺に追い込まれることのない天童市』の実現を目指す

人の「命」は何ものにも代えがたいものです。また、自殺は本人にとって悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追いつめられ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状況にまで追い込まれたりしてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという状況は「誰にでも起こり得る危機」です。

自殺を個人の問題としてではなく社会の問題として捉え、自殺対策を生きることの包括的な支援として、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない天童市」の実現を目指します。

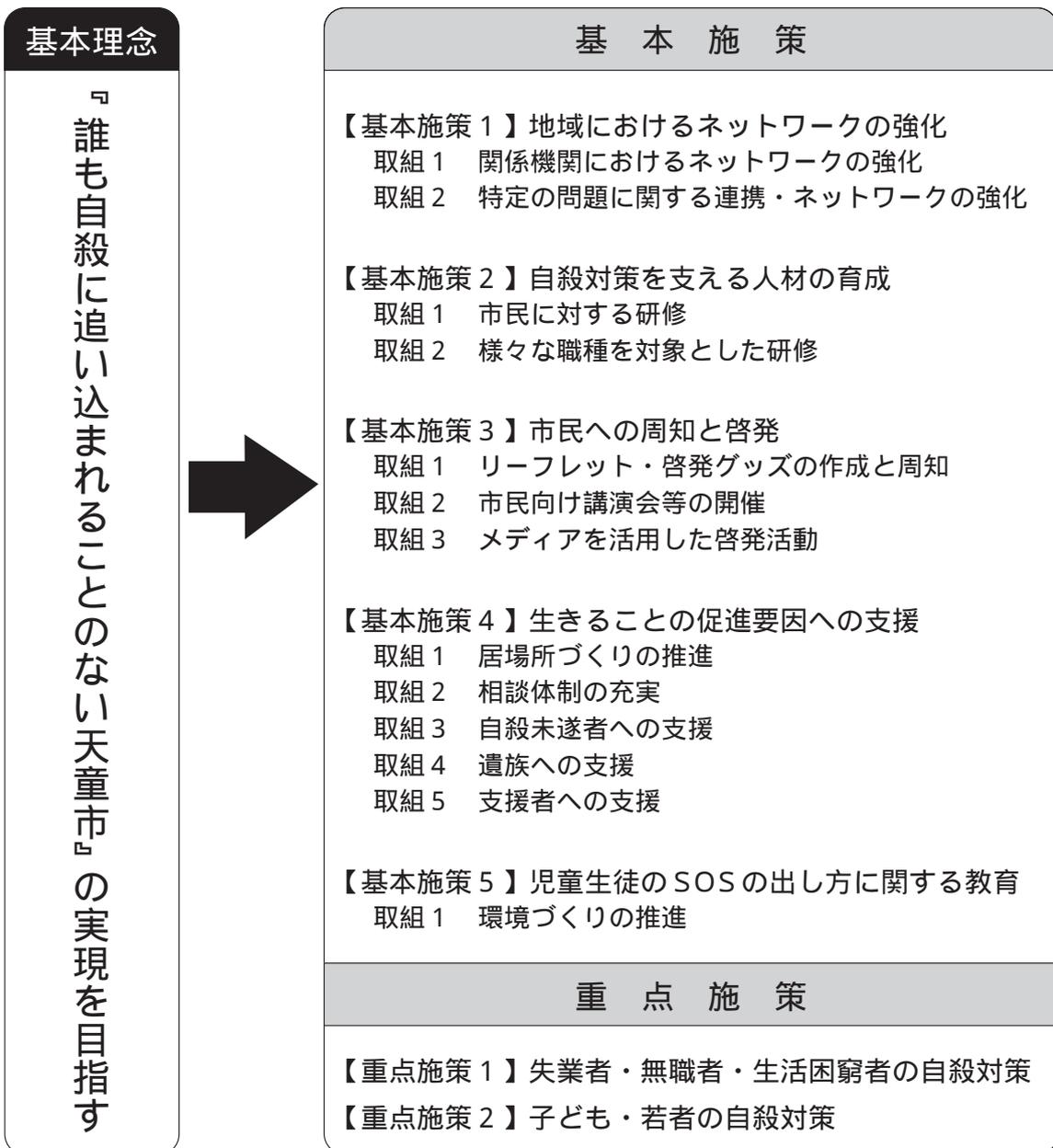
## 第4章 天童市における自殺対策の施策

### 1 施策体系

本市の自殺対策は、すべての自治体が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市の自殺の現状を踏まえた「重点施策」で構成しています。

「基本施策」は、地域における自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な内容となっています。

一方「重点施策」は、失業者・無職者・生活困窮者の自殺対策と子ども・若者の自殺対策に焦点を絞り、優先的に推進していきます。



## 2 基本施策

### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。自殺は多様な要因が関係しているため、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

#### 取組1 関係機関におけるネットワークの強化

天童市こころの健康推進連絡会議	所管課等
関係機関や民間団体等との緊密な連携と協力のもと、自殺対策を総合的に推進します。	健康課
天童市自殺対策連携会議	所管課等
市役所内の生活問題に関連する部署で組織し、緊密な連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進します。	健康課

#### 取組2 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携強化	所管課等
自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整えます。	社会福祉課 社会福祉協議会
産科医療機関との連携	所管課等
個別支援が必要なハイリスクの妊婦について、虐待予防の視点で産科医療機関と定期的に情報交換会を開催し、情報を共有することで、妊婦の心身の不調や不安に早期から支援を行います。	健康課
天童市要保護児童対策地域協議会との連携	所管課等
要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関の代表者及び担当者による会議を開催し、関係機関が連携して支援を行います。	子育て支援課
天童市障がい者自立支援協議会との連携	所管課等
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、関係機関の代表者等による会議を開催し、関係機関が連携して支援を行います。	社会福祉課

### 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて、初めて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。自殺対策を推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象にした研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成していきます。

## 取組1 市民に対する研修の開催

市民向けゲートキーパー※に関する知識の普及	所管課等
身近な地域で支え手となるゲートキーパーに関する出前講座や講演会を市民向けに開催し、見守り体制の強化を図ります。	健康課

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

## 取組2 様々な職種を対象とした研修の開催

職能団体向けゲートキーパーに関する知識の普及	所管課等
保健、医療、福祉、経済、労働等の様々な分野における職能団体向けにゲートキーパーに関する知識の普及のための出前講座や講演会を実施します。	健康課
相談支援者向け研修	所管課等
相談支援に携わる機会の多い専門職を対象に、自殺対策に関する研修会を開催します。	健康課
民生委員・児童委員活動事業	所管課等
研修会等の充実を図ることにより、民生委員・児童委員としての資質の向上と意識の啓発を図ります。	社会福祉課
小中生徒指導主事等研修会	所管課等
子どもたちを取り巻く様々な課題を共有しながら、効果的な対応のあり方について研修を行います。	学校教育課

## 基本施策3 市民への周知と啓発

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、適切な支援へとつながることができません。そのため、相談機関等に関する情報を、様々な接点を活用して市民に提供するとともに、講演会等を開催することで、市民の自殺対策に対する理解を深めることができるように、市民への周知と啓発に努めます。

## 取組1 リーフレット・啓発グッズの作成と周知

こころの健康・自殺予防・相談窓口に関するリーフレット等の配布	所管課等
こころの健康や自殺予防、相談窓口に関するリーフレットやチラシを様々な機会に配布し、市民に対する情報提供と周知に努めます。	健康課等

## 取組2 市民向け講演会等の開催

こころの健康づくり講演会	所管課等
家庭や地域におけるこころの健康づくりについての意識啓発を目的に開催します。	健康課
こころの健康に関する出前講座	所管課等
市民を対象にこころの健康や精神疾患等に関する出前講座を開催します。	健康課

## 取組3 メディアを活用した啓発活動

広報紙の活用	所管課等
市報を活用し、こころの健康に関する記事や相談会の開催情報等を掲載し、市民への周知と啓発に努めます。	健康課
こころの体温計	所管課等
若年者や就労世代を主な対象とし、インターネットを活用したメンタルセルフチェックシステムを運用し、こころの健康に関する情報発信と自己診断、相談窓口の周知を図ります。	健康課
ホームページの活用	所管課等
本市のホームページを活用し、相談会の開催案内等、相談窓口の周知を図ります。	健康課

### 基本施策4 生きることの促進要因への支援

「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことによって、自殺のリスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて、「生きることの促進要因」への支援という観点から、次の事業を展開します。

## 取組1 居場所づくりの推進

放課後子ども教室推進事業	所管課等
放課後や休日における子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進し、子どもたちの健全育成を図るため、地域の教育力を活用して様々な体験活動や学習活動の機会を提供します。	生涯学習課
放課後児童健全育成事業	所管課等
就業等により、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年等の児童を対象として、当該児童の放課後又は小学校の長期休暇等における健全育成を図ることを目的に遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課

公民館事業	所管課等
地域における生涯学習や地域づくり活動の拠点である公民館活動をとおして、市民に生きがいや楽しみの場を提供するとともに、地域内の人々のつながりや支え合いを促進することにより、心身ともに健康な地域社会づくりを行います。公民館が主催して行う健康に関する講座を、こころの健康に関する内容も含めて実施します。	生涯学習課
地域カフェ推進事業・いきいきサロン21事業	所管課等
高齢者の居場所づくりを推進し介護予防につなげるため、交流及び介護予防の機会として高齢者を中心とした集いの場を定期的で開催している団体に対し、地域カフェ推進事業として参加者の人数に応じた活動推進費を交付します。また、より地域を限定した仲間づくりの場やふれあいの場づくりに対しては、いきいきサロン21事業として活動を助成します。	保険給付課
介護予防・健康増進事業	所管課等
65歳以上の高齢者を対象に、転倒骨折・閉じこもりの予防のために、ストレッチ、有酸素運動や水中運動等を取り入れた事業を実施します。	保険給付課
さわやか健康教室	所管課等
広く市民を対象にして、高齢者の介護予防と健康づくりの視点から介護に関する意識啓発と基本的な介護知識・技術の習得、普及を図るため研修会を開催します。	保険給付課
認知症カフェ	所管課等
認知症の方やその家族、また認知症ケアの専門職や地域の方が集まり、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しむ場所です。認知症の方の支援者にも、交流の場を提供します。	保険給付課
適応指導教室（アウトースクール）の開設	所管課等
「学校に行きたいけれど行けない、でも勉強やいろいろな活動がしたい」という子どもを対象に、学習の遅れを補足しながら、心身ともに健全に育成することと集団への適応力・社会的自立を育成しながら学校への復帰を図るための、適応指導教室を開設します。	学校教育課

## 取組2 相談体制の充実

市民相談室	所管課等
市民から市への要望や陳情、相談等に、迅速かつ効率的に対応するための総合的な窓口として開設します。行政に関わる案件に限らず、民事・家事的な相談が寄せられる機会も多く、相談内容に応じた相談窓口の紹介をします。また、法律的な解釈が必要とされる案件に対しては、法律相談を実施します。	市長公室

納税相談	所管課等
納税者に対して、個別・具体的な実情を十分に把握したうえで、分割納付などの相談及び納付指導を実施します。また、生活状況によっては、他の相談窓口を紹介します。	納税課
高齢者等健康相談事業	所管課等
市老人保養センター「かまた荘」の保健室に看護師を配置し、高齢者や障がい者の血圧測定、健康相談などを行います。また、新たに整備される高齢者健康福祉施設においても、事業を継続します。なお、毎週火曜日、木曜日及び金曜日は高齢者を対象とし、毎月第1日曜日及び第3土曜日は障がい者を対象としています。	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	所管課等
生活困窮者自立支援法に基づき、市社会福祉協議会に委託し、失業や離職、病気などの理由により生活の不安や困りごとを抱える方の相談窓口として天童市自立支援センターを開設します。センターでは、専門の相談支援員が相談者の現状に合わせた支援プランを作成した上、その自立を図るため、継続して支援を行います。	社会福祉課
在宅高齢者訪問指導事業（すこやか訪問指導）	所管課等
介護保険の受給者を除く75歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、生活習慣病予防・閉じこもり予防・うつ予防・寝たきり予防等について、訪問による健康指導を行います。	保険給付課
地域包括支援センター等における高齢者総合相談支援・権利擁護事業	所管課等
高齢者本人や家族、地域住民、関係者からの来所や電話による相談に応じて、実態把握や状況確認を行い、課題解決のために各種保健福祉制度・介護保険サービス・地域支援事業等の利用につなげる支援を行います。また、高齢者の権利擁護を目的に、虐待への対応、成年後見制度や措置の支援等のニーズに即した適切なサービス利用や関係機関へのつなぎを実施します。	保険給付課
家庭児童相談	所管課等
子どもの養育、しつけなど、子どものいる家庭に関する相談に応じます。	子育て支援課
母子・父子・婦人相談	所管課等
男女のトラブル、家庭内のトラブル、母子・父子やひとり親に関する相談に応じます。	子育て支援課
消費生活相談事業	所管課等
契約に関するトラブル、商品の安全性などの消費生活相談に応じます。相談を聞く中で、心身の不調を訴える方には、相談窓口を紹介します。	生活環境課

多重債務相談	所管課等
多重債務に陥ってしまった方の相談を受け付けます。多重債務相談カードを作成し、山形県弁護士会の多重債務者無料相談を紹介します。	生活環境課
水道料金等滞納者相談業務	所管課等
水道料金等滞納者に対して、未納額の分割納付をはじめ、日常の水道水の使用状況について相談・指導を行います。	上下水道課
教育相談・教育相談ダイヤル	所管課等
児童生徒や保護者、先生方の教育に関する様々な課題、小中学生の心の悩みについて、電話または来所により相談を受け付け、その課題や悩みを解決するためにアドバイスをするとともに、子どもたちの自立への援助を行います。	学校教育課
乳児家庭全戸訪問事業	所管課等
全出生児を対象にした乳児訪問を行い、「エジンバラ産後うつ病質問票」等を活用して産後うつの早期発見と早期支援等、育児不安の軽減を図ります。	健康課
養育支援訪問事業	所管課等
子育て支援課と連携し、養育支援が必要と思われる家庭に対して家庭訪問を行い、養育に関する助言を行います。	健康課
母子保健コーディネーター事業	所管課等
母子保健コーディネーターが、悩みや不安を抱えている妊産婦に対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行います。	健康課
産前・産後サポート事業（ぴよママ相談）	所管課等
妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門職が相談支援を行い、妊産婦の出産・育児に関する不安や孤立感等の精神的負担の解消を図ります。	健康課
産後ケア事業	所管課等
産後の心身の回復が思わしくなく、乳児の世話や授乳指導が必要な母子を対象に、市内医療機関において、母体管理や沐浴及び授乳指導を実施することで、心身の安定と育児不安の解消を図ります。	健康課
こころの健康相談事業	所管課等
こころの健康に関する相談として、精神科医師、精神保健福祉士、保健師等による相談を行います。また、お酒の問題で悩んでいる家族に対して、アルコール関連家族相談やアルコール家族ミーティングを実施します。	健康課

個別ケア事業	所管課等
こころの健康、孤立防止、主体的な健康増進を図ることを目的に、家庭訪問等により個別の支援を行います。	健康課
若者相談支援拠点※との連携	所管課等
臨床心理士、相談員による、社会生活に困難のある若者や家族を対象とした「若者相談支援拠点」の出張相談を、健康センターにて開催します。	県・NPO法人 健康課

※若者相談支援拠点とは、不登校やひきこもり、ニートなどの社会生活を営む上で困難を有する若者が、地域で安心して生活できる体制を構築するため、県とNPO法人との協働により設置したものです。

### 取組3 自殺未遂者への支援

自殺未遂者相談支援事業	所管課等
警察署が、自殺未遂者やその家族の同意を得た上で保健所へ情報提供し、それに基づいて保健所は相談支援を行い、専門の相談機関への紹介やケース検討会を実施します。	県

### 取組4 遺族への支援

自死遺族相談・自死遺族のつどい	所管課等
山形県精神保健福祉センターで開催している自死遺族支援についての情報提供を行います。	健康課

### 取組5 支援者への支援

認知症カフェ	所管課等
認知症の方やその家族、また認知症ケアの専門職や地域の方が集まり、和やかな雰囲気のもとで交流を楽しむ場所です。認知症の方の支援者にも、交流の場を提供します。	保険給付課
小中学校生徒指導主事等連絡会	所管課等
子どもたちを取り巻く様々な課題を共有しながら、効果的な対応のあり方について研修を行います。	学校教育課

### 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が様々な困難やストレスに直面した際に一人で抱え込むことなく、信頼できる大人に助けを求めたり、周囲の大人がSOSに気づき適切な対応ができるよう、児童生徒の居場所づくりや環境づくりとともに、困難な事態や強い心理的負担を受けた時などの対処法を身に付けるための教育を推進していきます。

## 取組1 環境づくりの推進

スクールライフ充実支援事業	所管課等
いじめ・不登校・心の悩みなどを早期発見し、早期対応しながら、児童生徒一人ひとりがいきいきと学校生活を送れるように、学級集団アセスメント(Q-Uアンケート)を実施し、その分析結果を学級経営に生かします。	学校教育課
教育相談・教育相談ダイヤル	所管課等
児童生徒や保護者、先生方の教育に関する様々な課題、小中学生の心の悩みについて、電話または来所により相談を受け付け、その課題や悩みを解決するためにアドバイスするとともに、子どもたちの自立への援助を行います。	学校教育課

## 3 重点施策

**重点施策1** 失業者・無職者・生活困窮者の自殺対策

2012(平成24)年から2016(平成28)年までの自殺者のうち、60%以上が無職者となっています。自殺のリスクが高い無職者・失業者は、離職など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

また、生活困窮者はその背景として、多重債務、介護、精神疾患等の多様な問題を複合的に抱えていることが多く、社会的な孤立などから自殺リスクが高いと考えられます。

失業者、無職者、生活困窮者は様々な背景を抱える自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、重点的に対策を推進していきます。

生活困窮者自立相談支援事業	所管課等
生活困窮者自立支援法に基づき、市社会福祉協議会に委託し、失業や離職、病気などの理由により生活の不安や困りごとを抱える方の相談窓口として天童市自立支援センターを開設します。センターでは、専門の相談支援員が相談者の現状に合わせた支援プランを作成した上、その自立を図るため、継続して支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業	所管課等
市社会福祉協議会に委託し、多機関相談支援センターを開設し、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止めるための、総合的な相談支援体制を確立します。支援プランを作成するとともに、各分野の相談支援機関の連絡調整を行い、解決に向けた支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
住居確保給付金支給事業	所管課等
就労能力や就労意欲があるが、アパートや貸家などの住宅を喪失している又は喪失する恐れがある離職者に対して、ハローワーク等と連携しながら、一定期間家賃相当額を支給することにより、当該離職者の住居及び就労機会の確保を支援します。なお、当該事業の相談及び受付は、天童市自立支援センターにおいて行います。	社会福祉課 社会福祉協議会

生活保護事業	所管課等
生活保護面接相談員を配置し、生活困窮者等に対する相談体制の充実及び強化を図るとともに、民生委員・児童委員や関係機関などとの連携を強化し、生活保護受給者の生活実態の把握に努め、その自立の助長を促します。	社会福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	所管課等
母子父子寡婦家庭の自立を支援するため、県母子父子寡婦福祉資金の受理及び進達を行います。	子育て支援課
多重債務相談	所管課等
多重債務に陥ってしまった方の相談を受け付けます。消費生活センターで多重債務相談カードを作成し、山形県弁護士会の多重債務者無料相談を紹介します。	生活環境課
ハローワーク天童プラザの開設	所管課等
ハローワークやまがた「天童ワークプラザ」をパルテ1階に開設し、職業紹介及び就労に関する相談業務、雇用情報の提供等、市内求職者の就労支援を行います。	商工観光課
求人情報や職業訓練等の周知	所管課等
ハローワークや職業訓練施設等のチラシ、パンフレットを用いて随時情報発信を行い、雇用機会の広報に努めます。	商工観光課
雇用支援専門員による支援	所管課等
雇用支援専門員が市内の企業を訪問し、雇用に関する相談や、求人に係る支援等を行い、市内企業の雇用促進を図ります。	商工観光課
雇用相談や企業訪問事業等の広報	所管課等
山形県労働委員会が実施する事業主と、労働者を対象とした相談事業や、市と山形労働局が開催する企業合同就職説明会等の広報を行い、雇用に係る情報提供に努めます。	商工観光課
勤労者生活安定資金貸付	所管課等
労働者の生活の安定と福祉の向上を目的とした貸付を行うための原資を東北労働金庫に預託します。	商工観光課
市営住宅管理運営事業	所管課等
公営住宅法上の収入がある住宅困窮者に対し、市営住宅を低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与します。	建設課

**重点施策2** 子ども・若者の自殺対策

自殺総合対策大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことを当面の重点施策の一つとしており、本市においても子ども・若者に対し、重点的に対策を推進していきます。

発達支援相談	所管課等
市健康センターすこやかルームにおいて、発達に関する気がかりのある幼児から中学生までを対象に、臨床心理士等が相談に応じ、学校教育課や保育施設などの関係機関と連携した支援を行います。	健康課
スクールライフ充実支援事業	所管課等
いじめ・不登校・心の悩みなどを早期発見し、早期対応しながら、児童生徒一人ひとりがいきいきと学校生活を送れるように、学級集団アセスメント(Q-Uアンケート)を実施し、その分析結果を学級経営に生かします。	学校教育課
小中学校生徒指導主事等連絡会	所管課等
子どもたちを取り巻く様々な課題を共有しながら、効果的な対応のあり方について研修を行います。	学校教育課
教育相談・教育相談ダイヤル	所管課等
児童生徒や保護者、先生方の教育に関する様々な課題、小中学生の心の悩みについて、電話または来所により相談を受け付け、その課題や悩みを解決するためにアドバイスするとともに、子どもたちの自立への援助を行います。	学校教育課
適応指導教室(アウトースクール)の開設	所管課等
「学校に行きたいけれど行けない、でも勉強やいろいろな活動がしたい」という子どもを対象に、学習の遅れを補足しながら、心身ともに健全に育成することと、集団への適応力・社会的自立を育成しながら学校への復帰を図るための、適応指導教室を開設します。	学校教育課
青少年健全育成事業	所管課等
青少年の健全育成を図るため、青少年指導センターによる街頭指導や青少年健全育成市民集会の開催、青少年指導者講座等の開催、広報活動などを実施します。	生涯学習課
若者相談支援拠点※の周知	所管課等
県がNPO法人との協働により設置している、不登校やひきこもり、ニートなどの社会生活を営む上で困難を有する若者が地域で安心して生活できる体制を構築するための拠点である「若者相談支援拠点」の周知啓発を、市内の中学校に対して行います。	健康課

若者相談支援拠点※との連携	所管課等
臨床心理士、相談員による、社会生活に困難のある若者や家族を対象とした「若者相談支援拠点」の出張相談を、健康センターにて開催します。	県・NPO法人 健康課

※若者相談支援拠点とは、不登校やひきこもり、ニートなどの社会生活を営む上で困難を有する若者が、地域で安心して生活できる体制を構築するため、県とNPO法人との協働により設置したものの。

## 4 関連指標

項 目	現状（2017(平成29)年度)		目標（2023年度）
ゲートキーパー養成講座延受講者数 (2016(平成28)年度～) ※第七次天童市総合計画	67人		180人
気分障害・不安障害に相当する心理的 苦痛を感じている者の割合 ※健康てんどう21行動計画	3.7%		2.7%
生活困窮者自立相談支援プラン作成 件数 ※第七次天童市総合計画	15件		45件
地域の居場所づくり設置か所数 ※第七次天童市総合計画	6か所		30か所
各学校の学校評価における児童生 徒・保護者の満足度 ※第七次天童市総合計画	89.8%		92.5%
Q-Uアンケートにおける学級満足 郡率 ※第七次天童市総合計画	小学校	61.4%	63%
	中学校	68.3%	69.5%

## 第5章 天童市における自殺対策の推進体制

### 1 推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない天童市」を実現するため本計画における基本施策、重点施策について、「天童市こころの健康推進連絡会議」における意見を取り入れ、「天童市自殺対策連携会議」を中心としたPDCAサイクルによる評価をすることで目標の達成に向けた自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図っていきます。

#### (1) 天童市こころの健康推進連絡会議

関係行政機関、各種関係団体、学識経験者から構成される会議です。

本市の自殺の現状や課題を共有するとともに、自殺対策の推進に向けた協議を行い、本市における総合的な自殺対策を推進します。

#### (2) 天童市自殺対策連携会議

本市の関係部課長、関係各課等の係長から各段階に構成される会議です。

全庁的、横断的に「生きることの包括的な支援」として本計画に基づき、自殺対策を推進します。

### 2 推進主体の基本的な役割

#### (1) 市

自殺対策計画を策定し、市民に最も身近な立場から中長期的な視点をもって総合的かつ計画的に自殺対策を推進するとともに成果を収集・分析し、分析結果を踏まえて自殺対策の改善を図っていきます。

また、自殺や自殺関連事象等に対する市民の理解を深めるための啓発活動に取り組むとともに、県や関係機関、民間支援団体、企業、市民等の関係者の連携による生きることの包括的な支援を地域レベルで積極的に展開していきます。

#### (2) 関係機関

保健、医療、福祉、教育、労働等、様々な分野の関係機関は、相互の連携に向けた取組を行うとともに、それぞれの専門的な立場から、自殺対策に積極的に参画することが求められます。

#### (3) 学 校

児童生徒等のこころとからだの健康づくりや生きる力を高めるための教育の推進、教職員の研修等を行い、児童生徒等の自殺対策に取り組む必要があります。

(4) 民間支援団体

自殺防止を目的とする活動だけでなく、その他の関連する分野での活動も自殺対策に寄与し得るということを理解するとともに、その他の主体と連携・協働し、積極的に自殺対策に参画することが求められます。

(5) 職場・企業

ワークライフバランスやメンタルヘルスケアを中心とした健康づくりを進めるなど、職場・企業の健康経営に努め、働きやすい職場づくりを行うことにより、勤労者の自殺対策に取り組むことが求められます。

(6) 市 民

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、誰かに援助を求めることが大切であることを理解し、危機に陥った人の心情への理解を深めつつ、自分のこころの不調や周りの人のこころの不調に気付き、適切に対処するなど主体的に自殺対策に取り組むことが求められます。

また、日ごろから、市民一人ひとりがこころやからだの健康づくりに取り組むことが求められます。

## 資料編

### 1 天童市こころの健康推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における自殺問題の現状及び問題を把握し、自殺予防の必要性について共通認識を図るとともに、心の健康に関わる保健福祉医療機関等の関係機関及び関係団体（以下「関係機関」という。）の機能を生かし、かつ、関係機関相互の連携を図りながら、精神保健福祉の向上に資することを目的として、うつ病及び自殺予防等の心の健康に関する普及啓発活動及び見守り事業を推進するため、天童市こころの健康推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 自殺予防に係る総合的な対策の推進に関すること。
- (2) うつ病及び自殺予防の見守りネットワーク構築に関すること。
- (3) 心の健康に関する普及啓発及び見守り活動の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、心の健康の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 別表に掲げる機関が選任する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 健康福祉部長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 連絡会議に会長を置き、会長は健康福祉部長をもって充てる。

2 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその責務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

## (委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 天童市こころの健康推進連絡会議関係機関

1	天童市東村山郡医師会
2	天童市・東村山郡歯科医師会
3	天童・東村山地区薬剤師会
4	山形県司法書士会
5	村山保健所
6	山形県精神保健福祉センター
7	天童警察署
8	天童市消防署
9	天童市立小・中学校長会
10	天童・東村山地区養護教諭部会
11	天童市社会福祉協議会
12	天童市地域包括支援センター
13	天童市民生児童委員連絡協議会
14	山形産業保健総合支援センター
15	天童商工会議所
16	山形公共職業安定所

## 2 天童市自殺対策連携会議実施要領

### 1 目 的

自殺に至る原因は複雑に絡み合っており、一つに限定することは難しいといわれるように、精神保健分野だけではなく、社会、経済的視点も含む包括的な支援が求められている。

身近な行政体として、市民の生活に接する特性を最大限に生かし、横断的な連携により適切な支援につなぐなど、自殺予防の取り組みを推進することを目的とし、生活問題に関連する関係課の連携の強化と推進を図るもの。

## 2 実施主体

健康福祉部（事務局 健康課）

協力 山形県（山形県精神保健福祉センター、村山保健所、健康福祉部地域福祉推進課）

## 3 内 容

- (1) 個人情報に十分配慮しながらも、日常業務の中から要支援者に気づき、庁内の連携により有効な支援につなぐこと。
- (2) 有効な支援につながる相談窓口の情報を共有すること。
- (3) 要支援者の発見及び見守り（ゲートキーパー）に関すること。
- (4) こころの健康及び自殺予防の普及啓発に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要と認められる事項。

## 4 会 議 等

- (1) この会議は、各課等の課長会議と担当係長会議から構成する。
- (2) 課長会議は健康福祉部長が、担当係長会議は健康課長が招集する。

## 5 参集範囲

総務課、市長公室、納税課、社会福祉課、保険給付課、子育て支援課、生活環境課、商工観光課、建設課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課、健康課  
（関係業務については別表参照）

（別表）

関係課等	自殺対策に係る業務等
総 務 課	庁内組織、職員
市 長 公 室	政策、広報、市民相談室
納 税 課	納税相談
社 会 福 祉 課	生活保護相談、民生児童委員
保 険 給 付 課	高齢者相談
子 育 て 支 援 課	家庭児童・母子相談
生 活 環 境 課	消費生活相談
商 工 観 光 課	雇用対策
建 設 課	市営住宅等住宅関係
上 下 水 道 課	飲用水の供給
学 校 教 育 課	学校、児童生徒の相談
生 涯 学 習 課	青少年の健全育成、生涯学習・社会教育の推進
健 康 課	精神保健相談

# いのち支える天童市自殺対策計画

(2019 (平成31) 年 3 月発行)

問い合わせ先

天童市健康福祉部健康課

〒994-0047 天童市駅西五丁目 2 番 2 号

TEL 023-652-0884・FAX 023-651-5505



TENDO®